

新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月20日

一般社団法人尾道観光協会
会長 川崎 育造

新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き店舗の解消を図り、新開地区の魅力向上と雇用の創出による地域の活性化に寄与することを目的に、遊休施設を活用して新たに出店又は開業しようとする者の必要な経費に対し、一般社団法人尾道観光協会が、予算の範囲内において、空き店舗活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとし、補助金の交付については、尾道市補助金交付規則（昭和38年尾道市規則第18号）を準用するものとするほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新開地区 久保一丁目及び久保二丁目の地区とする。
- (2) 遊休施設 一定期間（概ね6か月以上の間）継続して使用しない状態におかれた空き店舗又は空き家をいう。
- (3) 所有者 遊休施設に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助事業の対象地区)

第3条 補助事業の対象地区（以下「対象地区」という。）は、新開地区とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業主となる個人、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うものを除く。）又は特定非営利活動法人のうち次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 対象地区内の遊休施設に新たに新店又は開業しようとする者であること。
- (2) 対象地区内で既に出店している店舗を移動する者でないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しない事業を行う者であること。
- (4) 施設の改修は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第3項を含め、関係法令を順守したものであること。
- (5) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例（平成24年尾道市条例第13号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。
- (6) 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合は当該法人に市税等の滞納がないこと。
- (7) 営業開始日から5年以上継続して営業すること。
- (8) 尾道商工会議所又は政府系金融機関から事業計画作成について指導を受けること。
- (9) この補助金に係る事業に関して国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (10) 政治活動を目的としないこと。

（補助の対象）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たに遊休施設へ出店又は開業するために行う事業とする。

- 2 補助金の交付対象となる出店業種は、日本標準産業分類（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類のうち別表1に掲げる業種とする。
- 3 補助対象事業を実施する期間は、補助金交付決定を受けた日から、当該日の属する会計年度の末日までとする。
（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

（補助の対象外）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける店舗である場合
- (2) 事務所又は倉庫として利用する場合
- (3) 一旦閉じていた遊休施設が本人又はその親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等内の姻族）所有の遊休施設で、当該施設を本人又はその親族が再び営業する場合

（補助対象事業の施工業者）

第8条 補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、一般社団法人尾道観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 開業計画書（別記様式第4号）

- (4) 意見書（別記様式第5号）
- (5) 遊休施設の賃貸借契約書（契約書に改修に係る工事許可承認事項が記載されていること。）若しくは建物売買契約書の写し又は当該事業の申請行為と申請内容を所有者が確認し承諾したと確認できる書面
- (6) 補助対象事業開始前の施工箇所等の写真
- (7) 現況平面図及び計画平面図
- (8) 建築年度が確認できる登記事項証明証（全部）又は名寄帳の写し
- (9) 改修及び備品購入に係る見積書の写し
- (10) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (11) 市税等の滞納がないことを証する書面
- (12) その他会長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第10条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請内容及び審査会の結果により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前条の規定による申請が適当でないと認めるときは、補助金を交付しないものとし、申請者に対し、補助金不交付決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書（別記様式第9号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

（交付決定の変更）

第12条 会長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、補助金交付決定変更等通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

る。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものである場合

(2) 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月7日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書（別記様式第12号）

(2) 実施状況に関する証拠となる写真

(3) 領収書の写し又は支払を証明する書類

(4) 契約書の写し

(5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを検査し、及び現地調査を行い、当該補助対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第14号）及び連帯保証人承諾書（別記様式第15号）を会長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第16条 会長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。
- (4) 営業開始日から5年を経過するまでの期間に事業の廃止又は休止をしたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（別記様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 会長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（別記様式第17号）により、別表3左欄に掲げる要件の区分に応じて、同表右欄に掲げる額の返還を命ずるものとする。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（契約の関与）

第19条 遊休施設に係る賃貸借契約並びに賃貸借期間中及び期間満了後における手続等は、補助対象者と所有者の責任の下で行い、何らかの紛争が生じても補助対象者と所有者が誠意をもって解決するものとし、一般社団法人尾道観光協会はこれに関与しないものとする。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に

関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

大分類		中分類	小分類
I	卸売, 小売業	5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品 小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業	
M	宿泊業, 飲食サービス業		7 6 6 バー、キャバレー、 ナイトクラブを除く。

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費		補助金の額
施設改修費	店舗部分の改装費のうち内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事及び電気工事に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、200 万円を限度とする。
備品購入費	施設改修と一体的に整備される備品、設備機器の購入に要する経費	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、50 万円を限度とする。

備考

- 1 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。
- 2 算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 個人が材料を購入して施工するものは、補助対象経費とならない。(第 8 条関係)

別表 3 (第 1 8 条関係)

要件	金額
第 1 7 条第 1 項第 4 号に該当し、営業開始日から 4 年以上 5 年未満で事業の廃止若しくは休止した場合	交付した補助金の額の 4 分の 1 に相当する額
第 1 7 条第 1 項第 4 号に該当し、営業開始日から 3 年以上 4 年未満で事業の廃止若しくは休止した場合	交付した補助金の額の 2 分の 1 に相当する額
第 1 7 条第 1 項第 4 号に該当し、営業開始日から 3 年未満で事業の廃止若しくは休止した場合	交付した補助金の全額
第 1 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号のいずれかに該当した場合	

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

住所又は所在地
氏名又は名称 印

補助金交付申請書

年度において、新開地区空き店舗活用支援事業補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 遊休施設の所在地	尾道市久保 丁目	
2 補助事業に関する経費	(1) 施設改修費	円
	(2) 備品購入費	円
	計	円
3 補助金交付申請額	(1) 施設改修費	円
	(2) 備品購入費	円
	計	円

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 開業計画書（様式第4号）
- (4) 意見書（様式第5号）
- (5) 出店しようとする遊休施設の賃貸借契約書等の写し又は申請行為と内容を遊休施設所有者が確認し、承諾したと確認できる書面
- (6) 補助対象事業開始前の施工箇所等の写真
- (7) 現況平面図及び計画平面図
- (8) 建築年度が確認できる登記事項証明証（全部）又は名寄帳の写し
- (9) 改修及び備品購入に係る見積書の写し
- (10) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (11) 市税等の滞納がないことを証する書面
- (12) その他会長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係、第11条関係）

（当初・変更）事業計画書

1 補助事業実施場所

所在地	尾道市久保 丁目
店舗面積	

2 施工業者

住所			
業者名		電話番号	

3 事業実施期間及び開店予定日

開始日	年 月 日	完了日	年 月 日
開店予定日	年 月 日		

4 事業内容

(1) 内容

--

(2) 開店する店舗の概要

店舗名	
業種	
営業時間	
店休日	
雇用人数	

(3) 家賃の概要

家賃月額	円	支払開始月	年 月
所有者名		電話番号	
仲介業者名		電話番号	

様式第3号（第9条関係、第11条関係）

（当初・変更）事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区分	当初予算額	変更額	変更後予算額	備考
自己資金				
借入金				
協会補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	当初予算額	変更額	変更後予算額	備考
施設改修費				
備品購入費				
計				

（注）開店準備に係る予算額を記入してください。
収入と支出の合計金額が同じになるように記入してください。
補助対象と対象外経費は区別して記入してください。

様式第4号（第9条関係）

開業計画書

申請者氏名 _____ 電話番号 _____

1 事業内容など

店舗名	開業予定時期	年	月
業種			
開業されるのは、どんな業態で、目的、動機は何ですか			
これまでの経験をお書きください。 （お勤め先、経験年数、保有資格など）			
提供するサービス、取扱商品等を具体的にお書きください。			
店舗のセールポイント（通常と異なるもの）は何ですか			
地元町内会、地域との連携について予定していることをお書きください。			
その他 （アピールする点があればお書きください。）			

※欄が不足すれば追加してください。

2 ご予定の販売先・仕入先

販売先	仕入先

※欄が不足すれば追加してください。

3 開業に必要な資金、調達方法等

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗改装、機器導入、 備品購入など (内訳)	万円	自己資金	万円
			借入金	親族、知人友人等から (内訳)
運転資金	商品仕入れ、支払経 費など (内訳)	万円		金融機関から (内訳)
			補助金	万円
合計		万円	合計	万円

4 開業後の見通し (月平均)

		開業当初	軌道に乗った後 年月頃	売上高、売上原価(仕入高)、経費を計算された根拠をご記入ください。
売上高①		万円	万円	
売上原価②		万円	万円	
経費	人件費 (注)	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計	万円	万円	
利益 ①-②-③		万円	万円	(注) 個人事業主の場合、事業主の人件費は含まれません。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

印

意見書

の新規出店に当たり、指導した内容は次のとおりです。

- 1 指導日
- 2 指導を受けた者
- 3 店舗予定所在地
- 4 業種・業態
- 5 事業開始予定日
- 6 補助事業の具体的な内容
- 7 事業計画に対する意見（改善を要する点等）

年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

印

暴力団排除に関する誓約書

（申請者用）

私は、新開地区空き店舗活用支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

なお、必要な場合には（一社）尾道観光協会会長が当該事項を広島県警察本部に照会を求められた場合には、指定された期日までに提出します。

- 1 自己若しくは自己の法人その他の団体の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して
- 2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 私は、尾道市暴力団排除条例の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、協会が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

第 年 月 日
年 月 日

様

（一社）尾道観光協会会長 川崎 育造 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新開地区空き店舗活用支援事業補助金については、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1	補助金の額	円
	（内訳） 施設改修費	円
	備品購入費	円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の趣旨に適合しないと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) 補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、会長の承認を得ること。
- (4) 補助事業が年度内に終了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、着工前と完成時の写真を添付し、別記様式第11号（実績報告書）を提出すること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度から起算して10年間整備保管すること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、当事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、承認を受けることなく、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

（一社）尾道観光協会会長 川崎 育造 印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました新開地区空き店舗活用支援事業補助金については、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次の理由により補助金を交付しないことと決定したので通知します。

補助金不交付とした理由

- 1 審査会での審議により、交付しないと決定したため。

主な理由)

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

印

補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった新開地区空き店舗活用支援事業を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、申請します。

1 （変更・中止・廃止）の理由		
2 （変更・中止・廃止）の内容	（変更・中止・廃止）前	（変更・中止・廃止）後

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認めるもの

様式第10号（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

（一社）尾道観光協会 川崎 育造 印

補助金交付決定変更等通知書

年 月 日付けで補助金変更等承認申請のあった新開地区空き店舗活用支援事業補助金については、次のとおり承認の決定をしたので新開地区空き店舗活用支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

- 1 変更等に係る補助事業の内容は、年 月 日付け補助金変更等承認申請書記載のとおりとする。

変更・中止・廃止内容

(変更・中止・廃止)前	(変更・中止・廃止)後

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

住所又は所在地
氏名又は名称

補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知
があった新開地区空き店舗活用支援事業を次のとおり実施したので、新
開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により添付
書類を添えて報告します。

- 1 補助事業に要した経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業収支決算書（別記様式第 1 2 号）
 - (2) 実施状況に関する証拠となる写真
 - (3) 領収書の写し又は支払を証明する書類
 - (4) 契約書の写し
 - (5) その他会長が必要と認める書類

様式第12号（第13条関係）

事業収支決算書

1 収入 （単位：円）

経費区分	金額	備考
尾道観光協会補助金		
自己資金		
借入金		
その他（ ）		
合計		

2 支出 （単位：円）

経費区分	金額	備考
施設改修費		
備品購入費		
その他（ ）		
合計		

補助対象と対象外経費は区別して記入してください。

様式第13号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

（一社）尾道観光協会会長 川崎 育造 印

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した補助金の額は、年 月 日付けで提出のあった補助金実績報告書に基づき、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第14条の規定により確定したので、通知します。

1	補助金確定額	円
	（内訳） 施設改修費	円
	備品購入費	円

なお、同要綱第15条に基づき請求書（様式第14号）及び連帯保証人承諾書（様式第15号）を提出してください。

年 月 日

(一社) 尾道観光協会会長 様

住所又は所在地
氏名又は名称 印

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知があった新開地区空き店舗活用支援事業補助金として、次の金額を交付されるよう新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により請求します。

1 請求額 円

2 振込先

振 込 先	金融機関名 (ゆうちょ 銀行以外)	銀行・金庫・組合・ 農協	店舗名	支店・支所 出張所
	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番 号	
	口座名義 *本人名義の口座をカタカナで記入			
	ゆうちょ銀行	記号番号	—	
	口座名義 *本人名義の口座をカタカナで記入			

(注意) 口座名義は、申請者(請求者)と同一人としてください。

様式第15号（第15条関係）

連帯保証人承諾書

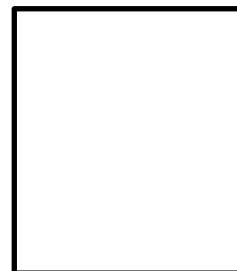
年 月 日

（一社）尾道観光協会会長 様

私は、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を承知し、要綱第14条の規定により補助金の額が確定したときは、_____の連帯保証人になることを約し、要綱17条の規定により交付決定が取り消された場合、要綱第18条の規定による補助金の返還の義務を負うことを承諾します。

交付決定者 住所又は所在地
氏名又は名称

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
電話番号
続 柄



実印捺印欄

（添付書類）

印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）

様式第16号（第17条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

（一社）尾道観光協会会長 川崎 育造 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定をした新開地区空き店舗活用支援事業補助金について、次のとおり（全部・一部）を取り消したので、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定の取消額
交付決定額 円
今回取消額 円
更正決定額 円
- 2 取消しをする理由

様式第17号（第18条関係）

第 年 月 日
号

様

（一社）尾道観光協会会長 川崎 育造 印

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した新開地区空き店舗活用支援事業補助金について、新開地区空き店舗活用支援事業補助金交付要綱第18条の規定により補助金の返還を命じます。

1 返還命令の理由

2 補助金返還額 円

3 返還額の積算根拠

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法

(一社) 尾道観光協会	事務局員	事務局長	専務理事

検 査 調 書

改修する建物の場所	尾道市久保 丁目
改修の事業内容	
事業の実施期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
補助対象事業費	
補助金交付決定額	
申請者住所・氏名	
実績報告書提出年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
<p>上記事業について検査したところ、交付決定の内容及び交付条件に適合していることを認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 (一社) 尾道観光協会 印</p> <p>(一社) 尾道観光協会会長 様</p>	
備 考	